

特別養護老人ホームにおいて食中毒の発生が疑われた際に、給食施設の管理者がとるべき対応に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 食中毒の発生状況を確認後、48時間以内に管轄の保健所に通報する。
2. 保存食を検査して原因を究明し、結果を保健所に報告する。
3. 食中毒発生前3日分の献立表を保健所に提出する。
4. 被害の拡大防止のため、厨房を直ちに消毒する。
5. 施設内での調理を自粛し、他施設に給食提供の支援を要請する。